⑹　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが競争に参加するためには、開札の時において当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
　当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年６月26日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。
⑿　本案件は、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⒀　「ＶＥ提案等の技術提案」及び「工事全般の施工計画」の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知するものとし、当該提案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⒁　上記２⑷の施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認されない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再決定（又は新規の決定）」を受けていない事、若しくは、再決定（又は新規の決定）時に実績として承継が認められていない場合を指す。
⒂　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⒃　資料のヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。
⒄　申請書及び資料作成に関する説明会は実施しない。
⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: ISHIBASHI Hironobu Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured: 41
⑶　Subject matter of the contract: Pavement improvement construction of the A runway and others, Tokyo International Airport
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 12:00　18 September 2020
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 14:00　9 November 2020 (tenders brought or submitted by mail: 14:00　9 November 2020)
⑹　Contact point for tender documentation: NAKAZATO Kiyoshi, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

# 招　　請

## 資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
令和２年８月13日
契約担当役
独立行政法人労働者健康安全機構
富山労災病院長　平野　典和
◎調達機関番号　621　◎所在地番号　16
**○第74号**
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　導入計画物品及び数量　病院情報システム一式
⑶　調達方法　借入
⑷　導入予定時期　令和３年度第４・四半期
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
①　本システムは独立行政法人労働者健康安全機構富山労災病院における診療業務及び経営管理業務を総合的に支援するためのもので、電子カルテシステム（オーダリング・看護支援）、医事会計システム、部門システム｛診療データウェアハウスシステム、医療情報システムネットワーク、医事会計システム、労災統計支援システム、レセプトチェックシステム、ＰＯＳレジ、診察券発行機、細菌システム、病理システム、内視鏡システム、調剤支援システム、処方チェックシステム、服薬指導システム、放射線情報管理システム（ＲＩＳ）、循環器動画システム、手術部門システム、栄養管理システム、がん登録システム、健診システム、物流システム、重症患者情報システム（ＩＣＵ、救命救急）、重症患者情報システム（ＮＩＣＵ）、院内ポータルシステム、地域連携システム、診療文書管理システム（スキャン、タイムスタンプ）、自科検査システム（汎用画像ファイリングシステム）、医療安全管理システム、自動再来受付機、外来案内表示板システム、臨床検査システム、採血管準備システム、輸血システム、生理検査（心電図情報）システム、超音波画像ファイリングシステム、放射線画像参照レポートシステム（ＰＡＣＳ）、放射線治療情報管理システム（治療ＲＩＳ）、リハビリ支援システム、透析管理システム、眼科画像ファイリングシステム、看護勤務管理システム、ナースコールシステム、ＭＥ管理システム等｝の業務全般にわたり統合的に管理、参照が行えるシステムであること。
②　本システムは、患者基本情報、診療情報、画像情報など円滑に交換でき、そのために必要な国際的な標準規格に準拠した通信規格、データ形式を提供出来ること。
③　本システムは、業務用データベースとは独立した、患者の臨床データ、情報を国際的な標準規格に準拠したデータ形式により長期的に蓄積管理できる機能を有すること。
④　本システムは、要求機能を達成するために十分なデータ処理機器、端末、ネットワークを保有すること。
⑤　本システムは、各部門で使用している医療機器及びシステムに対するインターフェイスを有すること。
⑥　本システムのうち、病院業務に不可欠なシステムは、24時間、無人であっても自動稼働し、安全で容易に運用できること。また、システム障害対策が十分になされていること。
⑦　利用者層に応じたデータのアクセス権が設定できること。また、プライバシーの保護及びセキュリティ対策が十分なされていること。
⑧　本システムは、病院経営、診療業務を高度に支援するため、最新の技術に基づくこと。また、操作性及び応答時間は、十分実業務に対応できること。さらに各種データの二次利用が可能であること。
⑨　本システムは、診療業務及び病院業務の継続のため、現在稼働中のシステムからデータを移行または参照が可能であること。
⑩　本システム保守は、安定稼働のため24時間の監視と素早い障害対応が可能であること。
⑪　本システムは、医療情報システムの構築に関しての、法令ならびに関係する各種のガイドラインに対応したシステムであること。